

令和4年度決算検査報告の概要

令和6年1月17日(水)
会計検査院 第2局 業績検査計画官
吉田裕治

検査結果の概要

掲記件数、指摘金額の推移

年度	掲記件数 (注)	指摘金額
平成 25	595 件	2831 億円
26	570 件	1568 億円
27	455 件	1 兆 2189 億円
28	423 件	874 億円
29	374 件	1156 億円
30	335 件	1002 億円
令和 元	248 件	297 億円
2	210 件	2108 億円
3	310 件	455 億円
4	344 件	580 億円

(注) 掲記件数には、「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

検査結果の概要

検査報告掲記事項

	令和4年度決算検査報告		令和3年度決算検査報告	
	掲記件数	指摘金額	掲記件数	指摘金額
不当事項	285 件	97 億円	265 件	104 億円
意見表示・処置要求事項	20 件	309 億円	19 件	327 億円
処置済事項	28 件	173 億円	22 件	23 億円
特記事項	—	—	—	—
指摘事項 計	333 件	580 億円	306 件	455 億円
随時報告	3 件	—	1 件	—
国会要請	4 件	—	1 件	—
特定検査状況	4 件	—	2 件	—
合計	344 件	580 億円	310 件	455 億円

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

検査報告掲記事項の種類

不当事項

検査の結果、法律・政令・予算に違反していたり、又は不当と認められた事項

意見表示・処置要求事項

関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

処置済事項

本院が指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

特記事項

検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起する必要があると認めた事項

随時報告

会計検査院法第30条の2の規定により、随時に国会及び内閣に報告した事項

国会要請

国会法等の規定により、会計検査の要請を受けて検査した事項

特定検査状況

検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

指摘金額

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。

なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがあります。上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いておりません。

背景金額

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、「指摘金額」を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていません。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査
- 2 社会保障に関する検査
- 3 工事検査及び国民生活の安全性の確保に関する検査
- 4 情報通信（デジタル）に関する検査
- 5 制度・事業の効果等に関する検査
- 6 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関する検査
- 7 資産、基金等のストック関連、エネルギー関連の検査
など

これら国民の関心の高い事項等について、多角的な観点から検査を行っている。

1 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物品配付等事業等の実施(442ページ)
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等(541ページ) ①
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等(553ページ) ②
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の過大に交付(168ページ)
- ・ 次世代シーケンサーの使用状況(241ページ) ③
- ・ 持続化補助事業において概算払された事業費の返還(510ページ)
- ・ 日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況(659ページ)
- ・ 予備費の使用等の状況(578ページ)

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所
右側の○数字は後掲の事例の番号（以下同じ）

2 社会保障に関する検査

- ・ 高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用(247ページ) ④
- ・ 特定健康診査に係る負担金の交付額の算定及び診療情報の活用(233ページ)
- ・ 介護施設等における陰圧装置設置事業 (256ページ)
- ・ 生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額(222ページ)
- ・ 労災診療費の請求の電子化促進に係る導入支援金の支払(227ページ)
- ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(153ページ)
- ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(156ページ)
- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの(194ページ)

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

3 工事検査及び国民生活の安全性の確保に関する検査

- ・ 多重無線回線の機能維持に必要な通信鉄塔及び局舎の耐震性等の確保(377ページ)
- ・ 下水道管路施設の老朽化対策の実施状況(383ページ) ⑤
- ・ 水害ハザードマップの作成及び活用(397ページ)
- ・ 概算数量で設計していた仮設工の、実際の施工数量に基づく設計変更(276ページ)
- ・ 非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等(304ページ)
- ・ 高速道路の橋脚補強の整備手法(460ページ)
- ・ 集水枳の設計が適切でなかったもの(356ページ)
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等(571ページ) ⑥

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

4 情報通信（デジタル）に関する検査

- ・ 高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等(68ページ) ⑦
- ・ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施(122ページ)
- ・ ドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムの活用等(388ページ)
- ・ 日本年金機構の情報システムの調達、保守等業務の情報セキュリティ対策(480ページ)
- ・ 情報セキュリティ強化対策としてのインターネット分離契約の実施(492ページ)

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

5 制度・事業の効果等に関する検査

- ・ 水田活用の直接支払交付金事業の実施(289ページ) ⑧
- ・ 畜産クラスター事業（機械導入事業）における成果検証(310ページ) ⑨
- ・ 食料の安定供給に向けた取組(599ページ)
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等(558ページ)
- ・ 東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等(545ページ)

（ ）内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

6 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関する検査

- ・ 在外公館における自家発電機の適時適切な調達(85ページ)
- ・ 物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく提供に係る決済(423ページ)
- ・ 契約において給付が完了していないのに、会計規則等に反して契約金額を支払い(522ページ)
- ・ 公共補償における財産価値の減耗分及び処分利益の区分経理が不適切(344ページ)
- ・ 有形固定資産の減価償却の耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が不適正(518ページ)
- ・ 財務諸表の資本金の額が過小に表示(503ページ)
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する国産豚肉の調達等に係る契約
(272ページ) ⑩

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

7 資産、基金等のストック関連、エネルギー関連の検査

- ・ 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が不適正(374ページ)
- ・ 個人住宅資金等の融資対象住宅について、承諾を得ることなく用途変更(452ページ)
- ・ 中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直し(506ページ)
- ・ 特定の支出等のために国立大学法人に交付された運営費交付金による積立金の規模(127ページ) ⑪
- ・ 太陽光発電設備の規模が合理的かつ妥当なものとなっていなかったもの (418ページ)
- ・ 燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況(633ページ) ⑫

() 内は令和4年度決算検査報告のページ箇所

①新型コロナウイルス感染症患者受入れのための 病床確保事業等の実施状況等（随時）

厚生労働省、47都道府県、496医療機関

検査の 背景

- ✓ 厚生労働省は、令和2年度から、都道府県に対して**病床確保事業**に係る**交付金**(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)) を交付、都道府県は、**コロナ患者等の受入れのために病床を確保した医療機関**に対して**交付金を原資とした補助金（病床確保補助金）**を交付 等
- ✓ 交付金の対象となる病床は、①**コロナ患者等を入院させるために確保した病床(確保病床)のうち空床となっている病床**と②**コロナ患者等を受け入れるために休止した病床(休止病床)**
- ✓ 交付金の交付額は、**1日1床当たりの病床確保料上限額**(医療機関の種別、病床区分(例えば確保病床はICU、HCU、その他の病床)ごとに定められている額)に、**コロナ患者等を受け入れるために空床や休止病床としていた延べ病床数を乗ずる**などして算定

検査の 状況

- ✓ 2、3両年度に実施された病床確保事業等を対象として、厚生労働本省、47都道府県及び**496医療機関**(全3,483医療機関の14.2%)を検査
- ✓ **確保病床の病床利用率が50%を下回っていた医療機関**に対して**アンケート調査を実施**したところ、①既に入院しているコロナ患者等の対応に看護師等の稼働が割かれるなどして人数が不足し、入院受入要請のあったコロナ患者等の受入れが困難になっていた状況や、②確保病床数には、**看護師等の人数を増員できた場合に受入可能となる病床が含まれていたが、実際は想定していた人数を確保できなかったため、都道府県調整本部等からのコロナ患者等の入院受入要請を断っていた**と回答した医療機関が見受けられた
- ✓ 都道府県の多くは、病床確保料上限額をそのまま使用して病床確保補助金の交付額を算定している状況であったことなどから、各医療機関における実際の入院患者に係る**診療報酬額と病床確保料上限額とを比較**したところ、**医療機関によって大きな差が生じており、医療機関によって、機会損失を上回る額の交付を受けることとなったり、十分な補填となっていなかったりする結果となっていた** 等

所見

- ✓ 交付金交付要綱等において、交付金は、当該確保病床の運用に必要な看護師等の人員が確保できているなど**実際に入院受入体制が整っている確保病床を交付対象とする**ものであることを明確に定めるとともに、医療機関において、確保病床の運用に必要な看護師等の確保が困難になった場合には、**都道府県と当該医療機関との間で病床確保補助金等の交付対象となる確保病床数を適宜調整**するよう、都道府県に対して指導すること
- ✓ **病床確保料上限額の設定等が適切であるか改めて検証**し、その検証結果を踏まえて、確保病床に係る病床確保料については入院コロナ患者等の診療報酬額を、休止病床に係る病床確保料については休止前入院患者の診療報酬額を、それぞれ参考にするなどして、病床確保料上限額**の設定を見直したり**、医療機関の医療提供体制等の**実態を踏まえた交付金の交付額の算定方法を検討したり**して、交付金の交付額の算定の在り方を検討すること

①新型コロナウイルス感染症患者受入れのための 病床確保事業等の実施状況等（随時）

厚生労働省、47都道府県、496医療機関

検査の背景

病床確保事業等の概要

病床確保事業

○病床確保料等を対象として都道府県に対して**交付金**を交付、都道府県は医療機関に対して病床確保補助金を交付（交付金の対象となる病床）

- ①コロナ患者等を入院させるために**確保した病床（確保病床）**のうち空床となっている病床
- ②コロナ患者等を**受け入れるために休止した病床（休止病床）**



交付金の対象となる病床

（交付金の交付額の算定方法）

- ・厚生労働大臣が必要と認めた額(基準額)と対象経費の実支出額とを比較するなどして算定
- ・基準額の算定に当たっては、**1日1床当たりの病床確保料上限額**にコロナ患者等を受け入れるために空床や休止病床としていた延べ病床数を乗ずるなどして算定
- ・病床確保料上限額は**医療機関の種別、病床区分ごとに定められている**

※医療機関の種別は重点医療機関等の4種別、
病床区分は確保病床については3区分、休止病床については4区分

重点医療機関の確保病床に係る病床確保料上限額（単位：円／日・床）

病床区分		重点医療機関	
		特定機能病院等	一般病院
確保病床	ICU	436,000	301,000
	HCU	211,000	211,000
	その他の病床	74,000	71,000

緊急支援事業

- コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費等を対象として、医療機関に対して新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（**受入補助金**）を直接交付
- ・確保した病床数に応じて算定した額を交付。受入補助金の算定対象となる病床は、交付金の交付対象にもなる

検査の状況

令和2、3両年度の交付状況をみると・・・

交付金 計3,477医療機関(純計)、 3兆1029億円（うち検査対象 計496医療機関、 1兆2834億円）
受入補助金 計2,248医療機関(純計(注1))、 2818億円（ 同 計471医療機関(注2)、 1223億円）
(注1)このうち2,242医療機関は交付金の3,477医療機関と重複 (注2)全て交付金の496医療機関と重複

①新型コロナウイルス感染症患者受入れのための 病床確保事業等の実施状況等（随時）

厚生労働省、47都道府県、496医療機関

検査の状況 医療機関における確保病床の状況等

- ・全国における確保病床の平均病床使用率は、2回目の緊急事態宣言の期間中等で入院患者数が最も多かった令和3年1月、同年8月及び4年2月の各時点で見ると50%台
- ・検査対象とした496医療機関においても病床利用率の平均では50%以上となっていたが、医療機関によって大きな差がある状況

各月の確保病床の病床利用率が50%を下回っていた医療機関に対してその理由等に係るアンケート調査を実施

確保病床の病床利用率が50%を下回った理由として、入院受入要請を断ったことがあると回答した医療機関（注）における断った理由（複数選択可）

（注）3年1月55医療機関、同年8月42医療機関、4年2月53医療機関

入院受入要請を断った理由	調査対象年月		
	3年1月	3年8月	4年2月
	回答数 (割合)	回答数 (割合)	回答数 (割合)
既に入院しているコロナ患者等の中に、トイレや食事の介助等の日常生活援助の必要度が高い者が多く、対応する看護師等の人数が足りなくなったため	11 (14.1%)	8 (13.1%)	11 (15.9%)
重度のコロナ患者を当初想定していたよりも多く受け入れることにより、対応する医師、看護師等の人数が足りなくなったため	9 (11.5%)	8 (13.1%)	3 (4.3%)
確保病床数には、コロナ患者等を担当する医師、看護師等の人数を増員できた場合に受入可能となる病床が含まれていたが、実際は想定していた人数を確保できなかったため	3 (3.8%)	6 (9.8%)	1 (1.4%)
計（回答数）	78 (100%)	61 (100%)	69 (100%)

既に入院しているコロナ患者等の対応に看護師等の稼働が割られるなどして人数が不足し、入院受入要請のあったコロナ患者等の受入れが困難になっていた状況

回答した8医療機関(1医療機関は各月とも該当)における状況を見たところ…
⇒いずれの医療機関も、**確保病床数と実際に受入れが可能であった確保病床数との間に差あり**

（1医療機関の3年8月の例）

確保病床数：78

うち実際に入院受入れが可能であった確保病床数：41



個々の医療機関についてみれば、コロナ患者等の入院受入要請があった時点において当該要請を断ったことについてはやむを得なかった事情があったと思料されたが、看護師等の不足により**実際にはコロナ患者等を入院させることができなかった病床に対しても病床確保補助金等が交付されていることになる。**

所見

交付金交付要綱等において、交付金は、当該確保病床の運用に必要な看護師等の人員が確保できているなど**実際に入院受入体制が整っている確保病床を交付対象とする**ものであることを明確に定めるとともに、医療機関において、確保病床の運用に必要な看護師等の確保が困難になった場合には、都道府県と当該医療機関との間で病床確保補助金等の交付対象となる確保病床数を適宜調整するよう、都道府県に対して指導すること

①新型コロナウイルス感染症患者受入れのための 病床確保事業等の実施状況等（随時）

厚生労働省、47都道府県、496医療機関

検査の状況 病床確保事業における病床確保料等の状況

（病床確保料上限額に係る厚生労働省の考え方）

設けた趣旨・・・確保病床が空床となったことなどにより得られなくなった診療報酬に係る機会損失を補填する必要あり

設定方法・・・重症のコロナ患者等又は一般患者の入院料等に係る診療報酬の点数を積算するなど（都道府県による医療機関への交付額の算定方法）

その多くは、**病床確保料上限額をそのまま使用**して交付額を算定



検査対象のうち重点医療機関426医療機関における入院コロナ患者1人1日当たりの**実際の診療報酬額と病床確保料上限額とを比較**
全体では・・・

426医療機関における診療報酬額と病床確保料上限額との比較(令和3年1月分及び同年8月分)

- ・特定機能病院等のICU区分、HCU区分及び一般病院のHCU区分では診療報酬額が病床確保料上限額を下回る（△63,444円～△73,789円）（右図①②⑤参照）
- ・残りの区分では診療報酬額が病床確保料上限額を上回る（1,778円～62,821円）（右図③④⑥参照）

医療機関ごとでは・・・

（例：右図①の**特定機能病院等のICU区分**（124医療機関）で分析）
・診療報酬額が病床確保料上限額を**下回っていた医療機関は74医療機関（全体の59.6%）**

⇒ 最も差が大きい医療機関では△294,028円

・診療報酬額が病床確保料上限額を**上回っていた医療機関は50医療機関（同40.3%）** ⇒ 最も差が大きい医療機関では252,980円

区 分		医療 機関数	病床数 (棟)	コロナ患者の診療実績		病床確保料 上限額(b) (円/日)	差額 (c)=(a)-(b) (円/日)		
				実人数 (人)	1人1日当たりの 診療報酬額(a) (円/日)				
重点 医療 機関	特定機能 病院等	I C U	124	170	3,075	369,130	436,000	△ 66,870	①
		H C U	68	82	1,915	147,556	211,000	△ 63,444	②
		I C U ・ H C U 以外	137	210	7,561	85,862	74,000	11,862	③
	一般病院	I C U	33	36	265	363,821	301,000	62,821	④
		H C U	48	64	1,971	137,211	211,000	△ 73,789	⑤
		I C U ・ H C U 以外	216	283	12,359	72,778	71,000	1,778	⑥

医療機関によって大きな差が生じており、医療機関によって、機会損失を上回る額の交付を受けることとなったり、十分な補填となっていなかったりする結果。原因としては医療機関が満たす施設基準(医療提供体制)、患者の重症度、治療内容の違いなどによる

所見 病床確保料上限額の設定等が適切であるか改めて検証し、その検証結果を踏まえて、確保病床に係る病床確保料については入院コロナ患者等の診療報酬額を、休止病床に係る病床確保料については休止前入院患者の診療報酬額を、それぞれ参考にするなどして、病床確保料上限額の設定を見直したり、医療機関の医療提供体制等の実態を踏まえた交付金の交付額の算定方法を検討したりして、交付金の交付額の算定の在り方を検討すること

②新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等（随時）

デジタル庁、厚生労働省、防衛省、
47都道府県、305市区町村

検査の 背景

- ✓ 国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、以下の事業（**ワクチン接種事業**）を実施
 - ・ワクチンの確保
 - ・ワクチン接種に必要な物品の調達
 - ・ワクチン接種に係る事務の実施に必要なシステムの開発
 - ・都道府県及び市町村が行うワクチン接種に係る事務に対する補助金等（注）の交付 等
- （注）補助金等…負担金（新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金）、体制確保補助金（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金）及び包括支援交付金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）のうち時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業）

検査の 状況

1. ワクチン接種事業に係る令和2、3両年度における国の支出済額：計4兆2026億円（予算現額に対する割合68.4%）
4年3月末現在で全人口の約8割が1回目及び2回目の接種を完了しており、全人口の約4割が3回目接種を完了
2. ①厚生労働省が計8億8200万回分のワクチンの確保に当たり作成していた資料には、**確保することにした数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず**、それ以上の説明は得られず
②同省は、納入数量及び配布数量を必要の都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより**在庫数量**を算出するなどしたことを示す**記録を作成せず**
③同省は、アストラゼネカワクチンのキャンセルに係る契約に定められている**返金額の妥当性**について**確認せず**
3. 体制確保補助金に係る補助事業のうち、一部の自治体が接種機関等に支払った**接種協力金**について、本来は負担金により支弁される接種機関がワクチン接種のために通常必要とする費用や、本来は包括支援交付金の交付対象である接種回数等に応じた上乗せ額を対象に支払われたものではないことを**確認できず**
4. 一部の自治体において、O C Rラインに記載されている情報が正しく読み取られず、**誤った接種記録**がワクチン接種記録システム（V R S）に登録。**解消のため追加的な業務や費用が発生** 等

所見

- ✓ 厚生労働省は、①今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る**算定根拠資料を作成**して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようにすること、②ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる**在庫数量を適時適切に把握**することができるよう体制を整えること、③**返金額の妥当性を確認**するよう努めること（上記2への所見）
- ✓ 厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、**明確な根拠**に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を**決定**するよう指導すること（上記3への所見）
- ✓ デジタル庁及び厚生労働省は、今後、緊急的にシステムを導入する必要がある場合であっても、システムを利用する際に利用者に大きな負担が生じることのないよう、**仕様等**について**適切に検討**すること（上記4への所見） 等

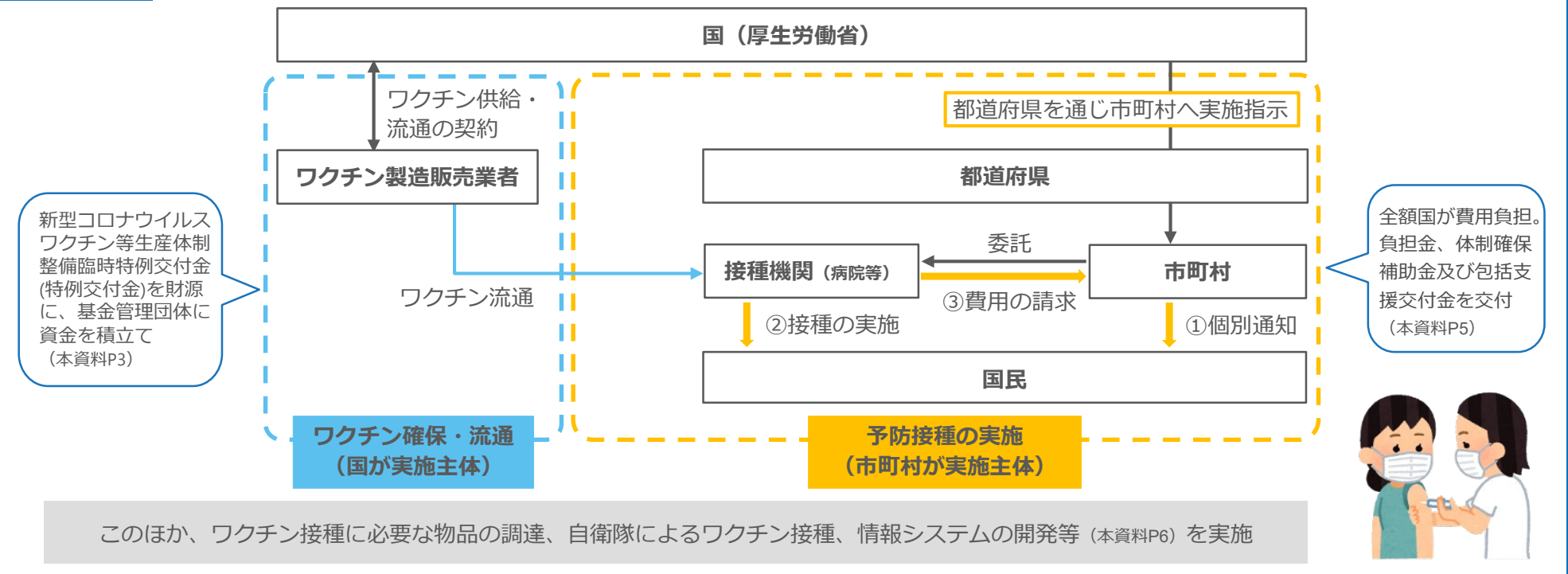
②新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等（随時）

デジタル庁、厚生労働省、防衛省、
47都道府県、305市区町村

検査の背景

ワクチン接種事業の概要（報告書P1～9）

（注）下図は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（抜粋）」を基に本院が作成



検査の状況1

ワクチン接種事業に係る国の決算の状況 等（報告書P19～24）

（単位：億円）

	予算現額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D)	執行率(B/A)
令和2年度	15,742	7,728	7,997	16	49.0%
3年度	45,619	34,298	8,154	663	75.1%

2、3両年度の支出済額：計4兆2026億円

執行率：68.4%

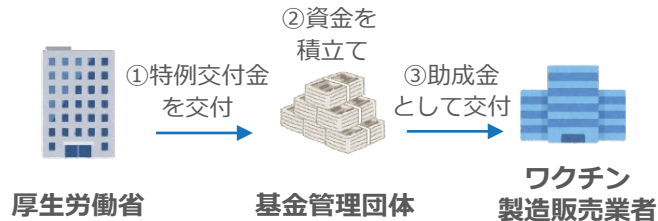
・4年3月末現在のワクチンの接種実績・・・全人口の約8割が1回目及び2回目の接種を完了、全人口の約4割が3回目接種を完了

②新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等（随時）

デジタル庁、厚生労働省、防衛省、
47都道府県、305市区町村

検査の状況① ワクチンの確保の状況（報告書P24～32）

ワクチンの確保に係る費用の支払の仕組み



- ①厚生労働省は基金管理団体に対して特例交付金を交付
 - ②基金管理団体は、特例交付金を財源に資金を積立て
 - ③ワクチン製造販売業者からの請求に基づき、基金管理団体は、所要額を取り崩して、助成金として交付
- ・4年3月末までの基金管理団体に対する交付額：計2兆4498億円（事務費除く）
製造販売業者に対して交付された助成金の額：計1兆4578億円

確保するワクチンの数量

ワクチンの種別	ワクチン製造販売業者等名	令和4年3月末までに締結した契約等に係る供給量の計（回分）
ファイザーワクチン	ファイザー株式会社	3億9900万
モデルナワクチン	武田／モデルナ社	2億1300万
アストラゼネカワクチン	アストラゼネカ株式会社	1億2000万
ノババックスワクチン	武田薬品 （注）	1億5000万
計		8億8200万

（注）武田薬品が米国のノババックス社から技術移管を受けて国内で生産等を行うことになっている

厚生労働省が計8億8200万回分のワクチンの確保に当たり作成していた資料には、**確保**することにした**数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず**、それ以上の説明は得られず

このため



確保した数量が実際の必要数量に比べて著しく過大であれば、キャンセル料の支払や保管期限が到来したことによる廃棄といった**不経済な事態が発生しかねない**

所見

厚生労働省は、今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る**算定根拠資料**を作成して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようにすること

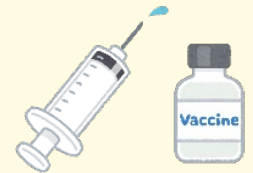
②新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等（随時）

デジタル庁、厚生労働省、防衛省、
47都道府県、305市区町村

検査の状況2② ワクチンの管理の状況（報告書P32～34）

厚生労働省におけるワクチンの在庫数量の把握状況についてみたところ・・・

- ・納入数量：ファイザー株式会社及び武田／モデルナ社からは週1回程度の頻度で、アストラゼネカ株式会社からは任意の時期に、それぞれ報告を受けていた
- ・都道府県、市町村及び接種機関への配布数量：ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）により確認できるとしていた



しかし



厚生労働省は、納入数量及び配布数量を必要の都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより在庫数量を算出するなどしたことを示す記録を作成せず

このため、4年3月の会計実地検査時点で、過去の特定日現在におけるワクチンの在庫数量を把握せず

所見

厚生労働省は、ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる在庫数量を適時適切に把握することができるよう、体制を整えること

検査の状況2③ アストラゼネカワクチンのキャンセルの状況（報告書P35～36）

アストラゼネカワクチンのキャンセルに係る経緯等

- ・アストラゼネカワクチンの都道府県等への配布数量は、令和3年度末の段階で18万5900回分と僅かな量にとどまる
- ・厚生労働省は、4年2月1日にアストラゼネカ株式会社と別途の契約を締結して、以下のことなどを定めた
 - ①ワクチン供給契約上確保することにしていた1億2000万回分のうち、同日時点で同社が同省に納入していないアストラゼネカワクチン（同省の要求に基づき、同日以降納入することが決定されていたものを除く。）6225万余回分をキャンセル
 - ②同省と同社がアストラゼネカワクチンの流通業務が完了したと認めたときに同社が一定額を同省へ返金する

4年3月の会計実地検査において、上記契約の内容について確認したところ・・・



厚生労働省は、上記契約に定められている同省へ返金することとなっている金額の妥当性について確認せず

所見

厚生労働省は、返金することとなっている金額の妥当性について確認するよう努めること、また、今後、ワクチンの確保に係る費用の精算を行うための契約を締結するなどの場合は、精算額の算定根拠となる資料を入手するなどして、その妥当性を適切に確認すること

②新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等（随時）

デジタル庁、厚生労働省、防衛省、
47都道府県、305市区町村

検査の状況3 補助事業の実施状況等（報告書P40～45）

厚生労働省がワクチン接種事業で交付する補助金等

- ・負担金（市町村が支弁するワクチン接種事業に要する費用として市町村に交付）
- ・体制確保補助金（ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備することを目的として都道府県及び市町村に交付）
- ・包括支援交付金（時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業について都道府県に交付）

体制確保補助金に係る事業のうち、5都県及び65市区がワクチン接種に協力した接種機関等に支払っていた「接種協力金」について確認したところ…

30市区は、接種協力金の支払要綱等を策定するに当たり、接種協力金の全部又は一部について…

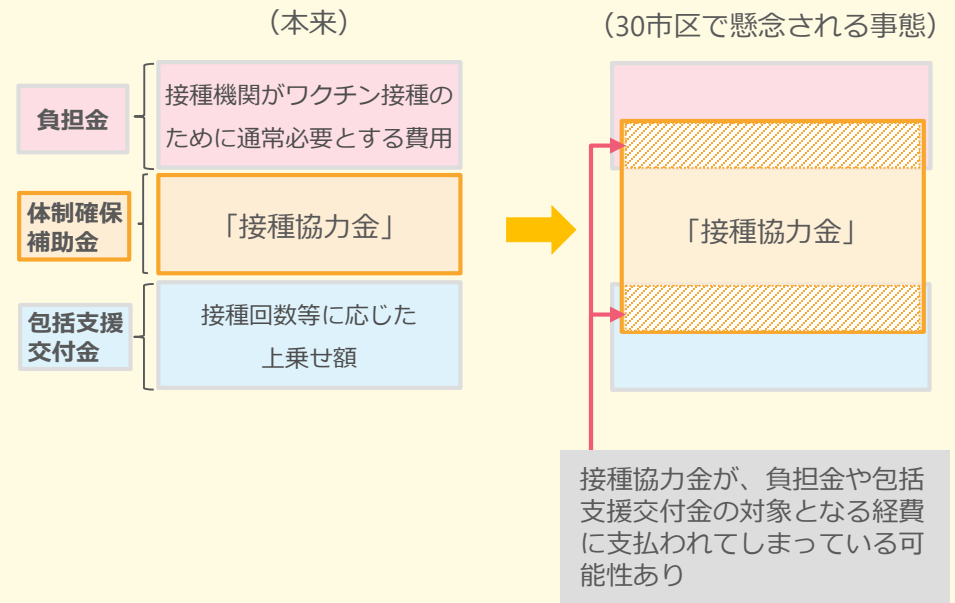
- ・具体的な経費の積算を行うなどしていなかった
 - ・明確な根拠に基づくことなく支払内容や支払単価を設定していた
 - ・支払対象経費が何であるかを具体的に定めていなかった
- （30市区が2、3両年度に支払った接種協力金の額：54億9159万円）

このため

支払った**接種協力金**について、以下の内容を**確認できず**

- ・本来は負担金により支弁される接種機関がワクチン接種のために通常必要とする費用ではないこと
- ・本来は包括支援交付金の交付対象である接種回数等に応じた上乗せ額を対象に支払われたものではないこと

接種協力金の支払に係るイメージ図



所見

厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、**明確な根拠**に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を**決定**するよう指導すること

③次世代シークエンサーの使用状況（意見表示）

厚生労働本省

5億8653万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）で実施する感染症検査機関等設備整備事業において、**新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、次世代シークエンサー等の整備費を都道府県に対して補助**
- ✓ 次世代シークエンサーは、都道府県等の地方衛生研究所のほか、**民間検査機関（民間の検査会社、大学及び医療機関）に整備**
 - 感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のため、新型コロナウイルスの**全ゲノム解析**に使用
- ✓ 交付要綱等によれば、民間検査機関では、「都道府県等が感染症法^(注)に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず**迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要**」

(注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

検査の結果

- ✓ 厚生労働省に確認したところ、事業の目的である「検査体制を整備すること」とは「**感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化**」
- ✓ 令和2、3両年度に18道府県が整備した次世代シークエンサー63台（交付金交付額13億9672万円）のうち**8道府県が20民間検査機関に整備した21台（交付金交付額5億8653万円）は、事業の目的に沿って行政検査に使用されたことが一度もない状況**
 - 20民間検査機関は、自施設における検査体制整備のため、将来的に行政検査の依頼があると想定していたためとして次世代シークエンサーを整備していたが、整備時点において、道府県等との間で、**道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていなかった**
 - 8道府県は、20民間検査機関に次世代シークエンサーを整備したのに、整備した時点から**行政検査を全く依頼していなかった**
 - 8道府県は、**交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことから、依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていない民間検査機関についても同事業により次世代シークエンサーを整備することができると認識するなど、事業の目的に対する理解が不十分**

表示する意見

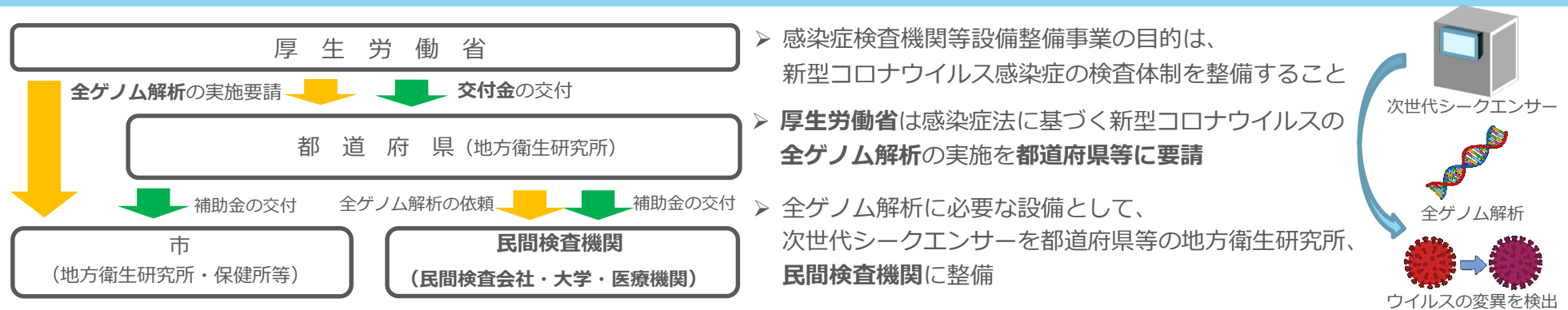
- ✓ 今後、**次世代シークエンサーが有効に使用されるなどするよう、厚生労働省において、**
 - ・ 都道府県に対して、**事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シークエンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること**
 - ・ 検討の結果、事業の目的に沿って**使用される見込みのない次世代シークエンサーがある場合は、都道府県に対して、速やかに財産処分の手続きを行うなどの措置をとるよう指導**



③次世代シーケンサーの使用状況（意見表示）

厚生労働本省
5億8653万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（感染症検査機関等設備整備事業）による次世代シーケンサーの整備



検査の結果

次世代シーケンサーが使用されていない事態

	令和2、3両年度に整備した次世代シーケンサー (検査対象)	うち事業の目的に沿って一度も使用されていないもの
事業主体	18道府県	8道府県
台数	63台	21台
交付金交付額	13億9672万円	5億8653万円
整備先	18道府県等、 27民間検査機関	20民間検査機関

(厚生労働省に確認した事業の目的)

- ・ 感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化

(一度も使用されていない要因)

- ・ 道府県等と民間検査機関との間で、道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われず
- ・ 道府県において、整備した時点から行政検査を全く依頼せず
- ・ 交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことから、道府県において、事業の目的に対する理解が不十分

表示する意見

今後、次世代シーケンサーが有効に使用されるなどするよう、厚生労働省において、

- ・ 都道府県に対して、事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シーケンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること
- ・ 検討の結果、事業の目的に沿って使用される見込みのない次世代シーケンサーがある場合は、都道府県に対して、速やかに財産処分の手続きを行うなどの措置をとるよう指導

④高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

健康診査 等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である後期高齢者に対して、**健康診査**等の高齢者保健事業を行う努力義務あり。厚生労働省は、後期高齢者医療制度事業費**補助金等**により広域連合が行う健康診査に要する経費の一部を補助
- ✓ 健康診査は、疾病予防等を目的として、受診勧奨（医療機関での受診を奨めること）や保健指導の対象者を**抽出**するために行うもの
- ✓ 高齢者保健事業では、**診療情報**(注)を健康診査の結果として**活用**する取扱いとはなっていない
⇒市区町村国保が実施する特定健康診査では、診療情報を特定健康診査の結果として活用することが認められている（注）医療機関で診療の一環として受けた血液検査・尿検査等の検査データ

検査の 結果

- <受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態>
- ✓ 令和2年度に交付された22広域連合に係る補助金等（計41億1984万円）を検査
 - ✓ **15広域連合に加入する407市町村**（健康診査の実施人員651,986人）において、健康診査の実施後に、受診勧奨及び保健指導のいずれについても健康診査の結果による**対象者の抽出が行われておらず**、上記実施人員に係る**補助金等11億8577万円の効果が十分に発現していない**
- <診療情報の活用が行われていない事態>
- ✓ 2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等（計76億0444万円）を検査
 - ✓ 実施人員4,195,246人のうち、**791,516人（18.9%）**は、前年度である元年度に、医療機関で診療の一環として健康診査と同様の血液検査・尿検査を受けており、さらに、このうち**472,548人（11.3%）**は、2年度中にも同様の検査を受けていた
⇒診療情報の提供への協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提だが、一定数に係る診療情報の提供が得られ、**補助金等の交付額を一定額節減することが可能**

表示する 意見

- ✓ 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、**受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法を明確に示す**とともに、**健康診査の結果の活用状況を把握した上で**、補助金等の交付に際して確認し指導するなどの**具体的な方策を検討**すること
- ✓ 広域連合が診療情報を活用することができるための**具体的な方策を検討**すること

④ 高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

高齢者保健事業の概要

- ・実施主体
後期高齢者医療広域連合
(広域連合。
都道府県単位)
- ・対象
被保険者である後期高齢者
(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満
の者で一定の障害の状態にある者)
- ・事業内容
健康診査、保健指導、その他の後期高齢者の
健康の保持増進のために必要な事業等
(注)事業の実施は努力義務



健康診査の目的及び国による補助

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」(指針)

健康診査は、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う

健康診査

対象者抽出

受診勧奨
保健指導

広域連合が実施したり、
市区町村に委託したりする
などして実施

広域連合が市区町村に委託するな
どして**市区町村単位**で実施

実施に要した委託料等の一部は**後期高齢者医療制度
事業費補助金等**により国が補助

検査の結果 1 受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態

令和2年度に交付された22広域連合(加入する915市区町村)に係る補助金等(計41億1984万円)を検査したところ・・・

15広域連合に加入する407市町村
において、受診勧奨・保健指導の
いずれも**対象者の抽出が不実施**

407市町村に住所を有する後期高齢者
651,986人に対して実施された**健康診査**
は指針で定める**目的のために行われた
ものとはなっていない**

健康診査に係る**補助金等 11億8577
万円**の効果が十分に発現していない

表示する意見 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、**受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容
や実施のための方法等を明確に示す**とともに、**健康診査の結果の活用状況を把握した上で、補助金等の交付に際して確認し指導する
などの具体的な方策を検討すること**

④ 高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

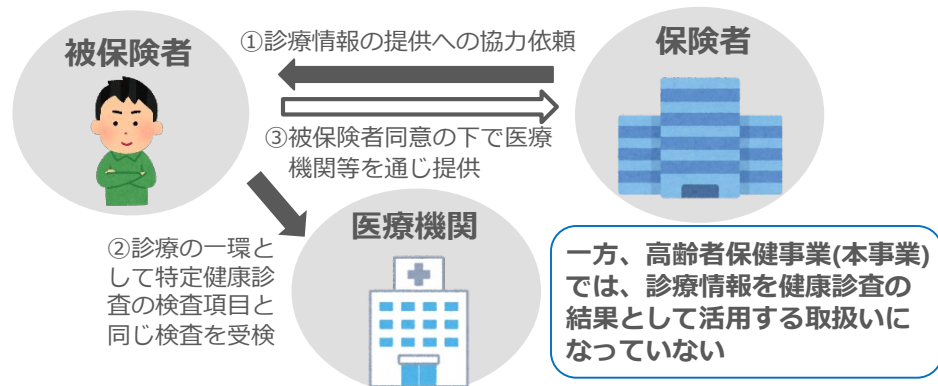
検査の結果2 診療情報の活用が行われていない事態

健康診査の実施内容（基本項目）

診察	① 既往歴等の調査		血液検査 (7項目)	⑥ 肝機能検査	AST (GOT)	⑨ 尿検査 (2項目)	尿糖
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査				ALT (GPT)		尿たん白
	計測	③ 身長と体重の検査			γ-GT (γ-GTP)		
		④ BMIの測定		中性脂肪			
		⑤ 血圧の測定		HDL-コレステロール			
	③の検査に腹囲の検査がないことを除き、特定健康診査と同じ			⑦ 血中脂質検査	LDL-コレステロール		
⑧ 血糖検査			空腹時血糖 (HbA1c)				



特定健康診査(市区町村国保が実施)に係る診療情報の活用の取組例



- ・後期高齢者の多くは、生活習慣病の治療のために医療機関で診療を受けていると考えられる
- ・健康診査の実施内容（基本項目）は、腹囲の検査を除き特定健康診査の健診項目と同一



⇒特定健康診査の場合と同様に、診療情報の活用の余地があると思料

2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等（計76億0444万円）の対象となっている健康診査の全受診者について、診療情報と健康診査の情報を突合した結果

① 2年度の健康診査に係る補助金等の対象者	② ①のうち元年度に同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数	③ ②のうち2年度も同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数
4,195,246人	791,516人 (①の18.9%)	472,548人 (②の59.7%) (①の11.3%)

③の多くは生活習慣病治療者であり、通院の継続が想定。診療情報の提供を受けることで、健康診査を受診しないこととなる被保険者に係る補助金等の交付額を一定額削減して高齢者保健事業を経済的に実施可能

(注) 基本項目のうち血液検査と尿検査の全ての項目

表示する意見 広域連合が診療情報を活用することができるための具体的な方策を検討すること

⑤下水道管路施設の老朽化対策の実施状況（処置済）

事業の概要

- ✓ 平成27年に下水道法等が改正され、下水道施設の維持又は修繕に関する技術上の基準等が定められた
- ✓ 基準等によれば、腐食環境下においてコンクリートその他腐食しやすい材料で造られている排水施設は、5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことなどとされている
- ✓ 点検により、下水道の損傷、腐食等の異状を把握したときは、必要な措置を講ずることとされている
また、点検を行った場合には、点検の結果等を記録して保存することとされている
- ✓ 事業主体は、点検等により把握した施設の劣化状況の診断を行い、緊急度（Ⅰ、Ⅱ等）の判定を行うこととされている。また、判定基準例において、緊急度Ⅰの区分は重度で速やかに措置が必要であるとされ、緊急度Ⅱの区分は中度で簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できるなどとされている

検査の結果

- ✓ 腐食環境下にある下水道管路施設
71事業主体は、主要な管路施設以外の下水道管路施設が腐食環境下にあるかを把握していなかった
67事業主体は、管渠85.6km、マンホール1,861か所について、過去6年間に1回も点検を行っていなかった
107事業主体は、管渠152.5km、マンホール2,875か所について、点検結果等を記録し保存していなかった
- ✓ 緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設
20事業主体は、管渠4.9km、マンホール580か所について、判定後5年以上修繕等を実施していなかった
20事業主体は、管渠7.7km、マンホール627か所について、判定後5年を経過する年度の令和10年度以降に修繕等を実施する予定とするなどしていた

当局の処置

- ✓ 事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設の適切な把握、未点検の場合に速やかに点検を行うことについての検討等について周知した
- ✓ 緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、事業主体における修繕等の具体的な実施時期を令和5年度中に確認し、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるよう必要に応じて助言を行うこととした

⑤ 下水道管路施設の老朽化対策の実施状況（処置済）

国土交通省
2850万円（指摘金額）
4億4298万円（背景金額）

事業の概要

腐食環境下の下水道管路施設は5年に1回の点検

腐食環境
下の点検

下水道の損傷、腐食等の異状を把握

必要な措置を講ずる

点検・調査により把握した施設の劣化状況を診断

診断による
緊急度
の判定

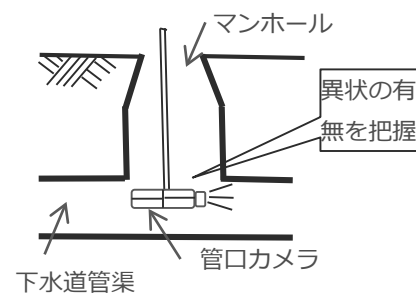
診断に基づき緊急度（Ⅰ、Ⅱ等）を判定

緊急度Ⅰは速やかに措置が必要

点検・調査の概要

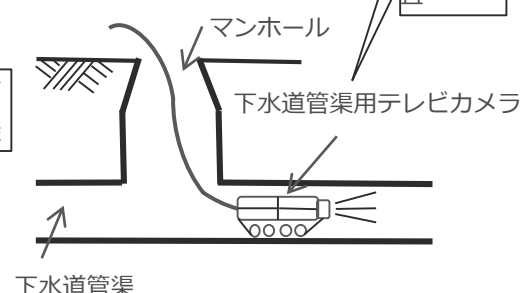
点検

目視による点検
管口カメラによる点検



調査

下水道管渠用テレビ
カメラ等による調査



検査の結果

腐食環境下
の点検

緊急度Ⅰの
修繕等

71事業主体は、主要な管路施設以外の下水道管路施設が腐食環境下にあるかを把握していなかった

67事業主体は、管渠85.6km、マンホール1,861か所について、過去6年間に1回も点検を行っていない

107事業主体は、管渠152.5km、マンホール2,875か所について、点検結果等を記録し保存していなかった

20事業主体は、管渠4.9km、マンホール580か所について、判定後5年以上修繕等を実施していなかった

20事業主体は、管渠計7.7km、マンホール計627か所について、令和10年度以降に修繕等を実施する予定とするなどしていた

当局の処置

事業主体に対して、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握し、下水道法等が改正された平成27年以降1回も点検を行っていない場合は速やかに点検を行うことについて検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することについて周知した

緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、事業主体における修繕等の具体的な実施時期を令和5年度中に確認するとともに、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるよう必要に応じて助言を行うこととした

検査の 要請の 内容等

- ✓ 要請（令和2年6月15日）された事項は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する次の各事項
 - ① 緊急対策の実施状況及び予算の執行状況 ② 緊急対策による効果の発現状況
- ✓ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（30年閣議決定）等に基づき、11府省庁において特に緊急に実施すべき**160対策**を平成30年度から令和2年度までの**3年間で集中的に実施**（事業費は7兆円を想定。うち国費の見込みは3兆円）
- ✓ 施策の推進に係る総合調整等は内閣官房国土強靱化推進室（推進室）

検査の 結果

1. 3か年緊急対策の予算総額（平成30年度～令和2年度）は**計3兆6790億円**
推進室は、3か年緊急対策に係る**国の支出額**を各府省庁から報告させておらず、**集計せず**。会計検査院が集計したところ、支出済額は**計3兆4271億円**（予算総額に対する割合93.1%）
全160対策のうち69対策（予算総額計2兆7490億円。同74.7%）について、5省は**対策ごとの支出済額等を把握せず**
2. ①全160対策のうち17対策（5省）の事業の一部は、**30年閣議決定等に明記されていない内容**（支出済額計672億円）
②国土交通省は実施している67対策のうち40対策について**対策実施箇所数を把握せず**
③対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所がある11対策のうち3対策（2省）について**その後の状況を把握せず**
3. 各対策に関連する重要業績指標（K P I）140指標の進捗状況等として年次計画に記載された目標年度等には、**進捗状況を確認するのに不十分なもの10指標（7対策）、変更の妥当性の検証が困難なもの14指標（13対策）**等あり
4. 33対策として実施した359事業は、**3か年緊急対策としての事業の内容が測量業務、設計業務等のみ**。うち336事業は、4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況**（3か年緊急対策に係る支出済額計69億円）
5対策として実施した9事業は、整備した施設等が事業実施後に破損するなどして被災 等

所見

- ✓ 推進室は、国が支出する額を明示等して進める取組については、国の支出額を各府省庁から報告させて集計し、各府省庁に対策ごとの支出済額等の報告を求めて公表することなどにより、**予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにするよう検討すること（検査の結果1）**
- ✓ 推進室は、①各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、事業の内容や当該事業と閣議決定等との関係等について**国民に十分な説明**を行うよう周知すること、②対策予定箇所数等に係る**実績を把握させ、報告させて公表**すること、③各府省庁は、対策が完了しなかった箇所について、**適時適切にフォローアップ**を行うこと（検査の結果2）
- ✓ 推進室は、今後、年次計画の作成に当たりK P Iの進捗状況を各府省庁から報告させる際には、目標年度等の変更状況等を確実に報告させて、年次計画に記載することにより、**施策の進捗状況をより分かりやすく公表**すること（検査の結果3）
- ✓ 推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の**効果が十分に発現**するよう引き続き取り組んでいくこと（検査の結果4） 等

検査の結果1 3か年緊急対策に係る予算の執行状況等（報告書P21～32）

緊急対策予算の内容等

3か年緊急対策のために国が支出する経費は、平成30年度の補正予算や、3か年緊急対策等に係る予算について「臨時・特別の措置」として他の予算とは区分して編成された令和元年度、2年度の当初予算等において措置（緊急対策予算）等

推進室は、3か年緊急対策に係る**国の支出額**について、各府省庁から報告させておらず、**集計していなかった**

会計検査院において緊急対策予算の執行状況を集計したところ・・・

平成30年度から令和3年度までの間の支出済額は計**3兆4271億円**

（単位：百万円）



府省庁	予算総額 A	支出済額		繰越額		不用額	
		B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)
11府省庁計	3,679,041	3,427,167	93.1	28,118	0.7	223,756	6.0

注(1)「支出済額」及び「不用額」は、平成30年度から令和3年度までの合計額を記載

注(2)「繰越額」は、令和3年度から4年度への繰越額を記載

そして、全160対策のうち148対策(注)について、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を確認したところ・・・

148対策のうち**69対策**（予算総額計**2兆7490億円**。緊急対策予算全体に占める割合74.7%）については、**対策ごとの支出済額等が把握されていなかった**
（法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省が実施する対策）

(注)実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体等が実施するなどの12対策を除く

会計検査院において分析したところ、執行率が80%未満で不用額が10億円以上の対策等が9対策・3対策群(注)あり

例：厚生労働省「全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策」

(注)同じ予算科目から支出されている複数の対策をまとめたもの

所見 推進室は、国が支出する額を明示等して進める取組については、国の支出額を各府省庁から報告させて集計し、各府省庁に対策ごとの支出済額等の報告を求めて公表することなどにより、**予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにする**よう検討すること

（予算の執行状況等に関する他の所見については報告書を参照）

検査の結果2 3か年緊急対策の実施状況等（報告書P33～52）

30年閣議決定等の内容

- 3か年緊急対策として特に緊急に実施すべき160対策の具体的な内容、対策予定箇所数、達成目標等が示されている
- 進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表すること、箇所数等による進捗管理を行うこととされている

① 3か年緊急対策として実際に実施された事業の内容について確認したところ・・・



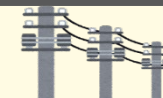
3地方支分部局並びに10道県及び287市町村等が**17対策**（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）として実施した事業の一部は、**30年閣議決定等に明記されていない**内容（事業に係る支出済額計**672億5208万円**）

例1：厚生労働省「社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策」

耐震化改修整備を実施する対策とされているのに、耐震性があるとされた既存の建物等の新築等を実施（国庫補助金等相当額24億6135万円）

例2：国土交通省「市街地における電柱に関する緊急対策」

対策を実施するとされている緊急輸送道路ではない道路において、無電柱化を実施（交付金相当額27億8919万円）



推進室によれば、30年閣議決定等において示されている対策の内容と一致する事業以外の事業を3か年緊急対策として実施してはならないことにはなっていない

30年閣議決定等に明記されていない内容の事業としてどのような事業を実施するかなどについては、3か年緊急対策の実施結果として対策ごとの進捗状況等が記載されている令和3年度の年次計画でも言及されていないなど、**国民に対して必ずしも十分な説明がなされていない**

② 各府省庁が対策を実施した箇所数について確認したところ・・・



国土交通省は実施している67対策のうち40対策について**対策実施箇所数を把握せず**

③ 対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所について確認したところ・・・



対策を実施しなかった箇所がある11対策のうち3対策（総務省、厚生労働省）について**その後の状況を把握せず**

所見

推進室は、①各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、事業の内容や当該事業と閣議決定等との関係等について**国民に十分な説明**を行うよう周知すること、②対策予定箇所数等に係る**実績を把握させ、報告させて公表**すること、③各府省庁は、対策が完了しなかった箇所について、**適時適切にフォローアップを行うこと**

（対策の実施状況等に関する他の所見については報告書を参照）



検査の結果3 K P Iに係る目標値、実績値等の公表の状況（報告書P55～57）

施策の効果に係る評価等

- ・国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画に基づき、毎年度、当該年度に取り組むべき施策等を施策群（プログラム）ごとに取りまとめた**年次計画**を作成
- ・年次計画には、施策等の進捗管理のために設定した重要業績指標（K P I）の基準年度、初期値、目標年度、目標値及び過去5年間の現状値を記載
- ・令和元年度から3年度までの間の年次計画に記載されている3か年緊急対策の各対策に関連するK P Iは**92対策**に係る**140指標**

92対策に係るK P I 140指標の進捗状況等として年次計画に記載されている内容を確認したところ、以下の状況が見受けられた

➡ ① K P Iの進捗状況を確認するのに十分なものとなっていなかったもの 10指標（7対策）

- ・初期値、目標年度又は目標値が記載されていない指標 7指標（4対策）
- ・年次計画の年度よりも前の年度が目標年度として記載されるなどしている指標 3指標（3対策）



➡ ② 年次計画の記載だけでは**変更の妥当性を検証することが困難**な状況となっていたもの

- ・前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更されたもの全て（年次計画には、どの指標をどのような理由でどのように変更したのかなどを記載することになっていないため） 14指標（13対策）

例：文部科学省「国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策」

➡ ③ 目標の達成状況が明らかとなっていなかったもの

- ・目標年度が到来して廃止されたもの全て（目標年度が到来した指標について目標値が達成されたかどうかを記載することになっていないため） 38指標（36対策）

所見 推進室は、今後、年次計画の作成に当たりK P Iの進捗状況を各府省庁から報告させる際には、目標年度等の変更状況等を確実に報告させて、年次計画に記載することにより、**施策の進捗状況をより分かりやすく公表**すること

検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況（報告書P59～64）

①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・



- ・359事業（33対策）は、**事業の内容が測量業務、設計業務等のみ**となっていて、工事を実施するものとなっていない
- ・うち**336事業**は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況**（事業に係る支出済額計**69億7648万円**） 例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表



- ・9事業（5対策）は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
- ・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなっており、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況（4対策）、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況（8対策）あり

所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の**効果が十分に発現するよう**引き続き取り組んでいくこと
（対策の効果が発現状況に関する他の所見については報告書を参照）

⑦高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等（意見表示）

総務本省

34億3066万円(指摘金額)

高度無線環境整備推進事業の概要

- ✓ 総務省は、無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、**無線局の開設に必要な設備（伝送用専用線設備）を整備することを目的とする高度無線環境整備推進事業**に補助金を交付
- ✓ 補助事業者は、整備終了後、速やかに無線局が開設されるように留意。また、総務大臣に提出した光ファイバ整備計画及び無線局開設計画において設定した**目標**（例：Wi-Fiの設置世帯数）の**達成状況等について事後評価を行い公表**

検査の結果

- ✓ 令和元年度から3年度に実施された31補助事業者の63事業（補助金72億9457万円）を検査
- ✓ 63事業のうち**11事業の事後評価**の内容をみると、目標値の達成状況の評価は行われていたものの、整備された伝送用専用線設備の利用状況について**評価が行われることとなっておらず**、総務省において**設備が十分に活用されているか把握できない状況**
- ✓ 63事業のうち**31事業**（補助対象事業費82億7868万円、補助金34億3066万円）は、**整備された伝送用専用線設備の利用率（注）が50%未満で十分に活用されていない状況**
（注：整備された伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合）
達成率（注）を把握できた46事業のうち15事業については、目標値を達成しながらも利用率が50%未満
（注：目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合）
⇒整備された**伝送用専用線設備そのものの利用状況の評価**を行うことも必要
⇒伝送用専用線設備を**更に活用する方策を十分に検討する**などしていなかった

表示する意見

- ✓ 伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討**した上で、その評価によって**十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ✓ **十分に活用されていない伝送用専用線設備について**、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、**更に活用する方策を検討すること**

⑦高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等（意見表示）

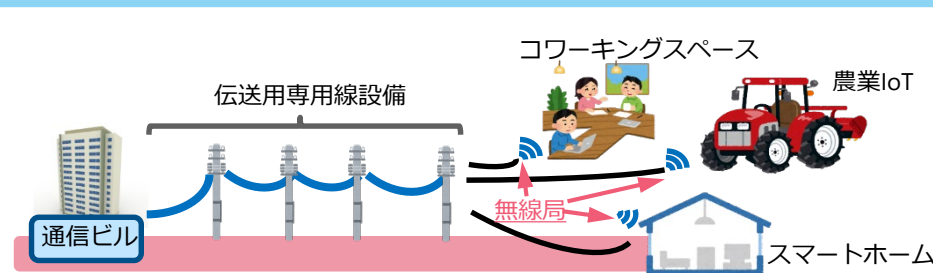
総務本省

34億3066万円(指摘金額)

高度無線環境整備推進事業の概要

- ・総務省は、無線通信の利用が困難な地域において無線局（家庭内Wi-Fi等）の開設に必要な**伝送用専用線設備の整備**を目的とする高度無線環境整備推進事業に補助金を交付
- ・補助事業者は、事業終了後、設定した**目標（無線局数）の達成状況等について事後評価**を行う

高度無線環境整備推進事業のイメージ



検査の結果

令和元年度から3年度に実施された14道県管内の63事業を検査

事後評価の状況

63事業のうち11事業の事後評価の内容をみると、整備された**設備そのものの利用状況の評価が行われるものとなっていない**

総務省において、**設備が十分に活用されているか把握できない状況**

整備された設備の利用状況

63事業のうち**約半数の31事業は回線の利用率50%未満**で設備が十分に活用されず

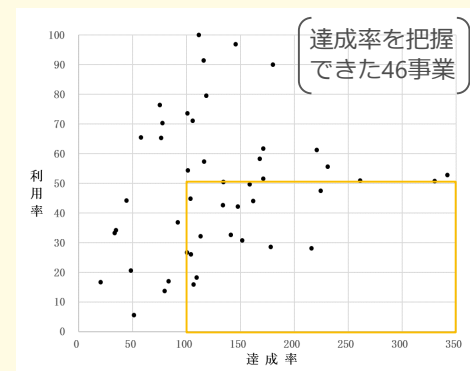
総務省は、**設備を更に活用する方策を十分に検討せず**

目標値の達成状況（達成率）と利用率の関係

達成率を把握できた46事業のうち**目標達成としているが、利用率50%未満が15事業**

整備された**設備そのものの利用状況の評価も必要**

＜達成率と利用率の関係図＞



達成率 = 実績値 / 目標値 × 100

利用率 = 利用回線数 / 提供できる回線数 × 100

表示する意見

- ・整備された伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ・十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、**更に活用する方策を検討すること**

⑧水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省

134億5200万円（指摘金額）

27億7984万円（背景金額）

水活交付金事業の概要

- ✓ 水田活用の直接支払交付金（水活交付金）は、主食用米を作付けしない水田において、麦、大豆等の戦略作物等（対象作物）を生産する農業者（交付対象農業者）に対して交付　〔交付額＝ 交付単価×交付対象水田の面積〕
- ✓ 水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く
- ✓ 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- ✓ 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- ✓ 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の結果

- ✓ 園芸施設があり、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**であると考えられる水田に交付（延べ1,547交付対象農業者、交付額計7035万円）
- ✓ 対象作物の**生産実績や収量を把握しないまま交付等**（延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円）
- ✓ **実際の収量に基づいた定量的な方法**により収量確認を行っておらず、収量が相当程度低くなっていたが、適切な生産が行われているとして交付（延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円）
- ✓ 収量低下に係る要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含む収量低下理由書が見受けられるなどしており、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況（交付額計27億7984万円）

要求する処置等

- ✓ 交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること
- ✓ 実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして**収量を把握**できるようにすること　など
- ✓ 飼料作物、WCS用稲（実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料）等の対象作物について、申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会において、**実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるようにすること**
- ✓ **収量低下理由書の確認方法**や地方農政局長等による**改善指導を実施する場合の基準等**を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや現行制度の運用の見直しを検討することにより、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

⑧水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省

134億5200万円（指摘金額）

27億7984万円（背景金額）

水活交付金の概要

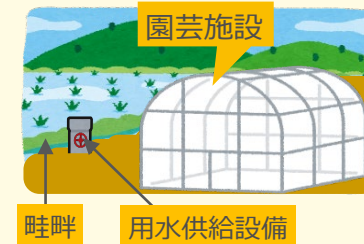
- ・ 交付額＝ 交付単価×交付対象水田の面積（水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く）
- ・ 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- ・ 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- ・ 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の結果1 実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に対して水活交付金が交付されている事態

国庫補助金等により設置等された園芸施設は一定期間処分が制限

実施要綱には他の国庫補助金等により園芸施設が設置等されている場合に係る判断基準が定められていない

延べ1,547交付対象農業者、交付額計7035万円について、
⇒ 処分が制限される園芸施設がある農地は、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**であるのに交付



要求する処置

交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること

検査の結果2 対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態

実施要綱では、実績報告書の確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し及び販売伝票の写し等を申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会（協議会）に提出することになっている

実施要綱には、
・ 実績報告書の**確認書類の記載内容**について、定められていない
・ 飼料作物等を**自家利用する場合の確認書類**について、定められていない

延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円について、
⇒ 対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付
・ 確認書類の内容が**収量を把握**できるものになっていない
・ 自家利用した場合に確認書類を提出していない など
⇒ 収量の妥当性について十分な確認を行わないまま交付
・ 自家利用した場合の実績報告書の確認書類に記載された収量が実際の収量に基づいているのか疑義

要求する処置

実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして**収量を把握**できるようにすること など

⑧水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省
134億5200万円（指摘金額）
27億7984万円（背景金額）

検査の結果 3 収量確認が適切に実施されていない事態

対象作物が飼料作物、WCS用稲等の場合は、必ずしも**実際の収量**に基づいた**定量的な方法**により収量確認を行うことにはなっていない



実際の収量に基づいた**定量的な方法**により収量確認

⇒ 延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円について、単収が近傍ほ場の平均単収の2分の1未満 となっているなど、収量が相当程度低くなっていたのに、適切な生産が行われているとして交付

要求する処置

飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会において、**実際の収量**に基づいた**定量的な収量確認**を行うことができるようにすること

検査の結果 4 収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態

収量低下理由書を提出すれば、そのほとんどが**合理的な理由**がある（3,130件に占める割合99.8%）として水活交付金が交付されている状況



・収量低下理由書に記載された収量低下に係る要因を確認
⇒ 955件について、自然災害などの不可抗力な要因（**合理的な理由**）か疑義のある内容を含むものとなっていたのに交付金を交付

（例）農業共済に加入しているのに申請を行っていない
適期の作業や必要な防除がなされていない など

⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

交付額計27億7984万円

改善指導を実施する基準とされている「翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合」について、具体的な基準は定められていない



改善指導の実施状況を確認

⇒ 同一の対象作物で6年連続して収量低下理由書を提出等、延べ730交付対象農業者について、翌年産においても収量が相当程度低くなるおそれがある状況となっていたのに実施されず
⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

表示する意見

収量低下理由書の**確認方法**や地方農政局長等による**改善指導を実施する場合の基準**等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや、現行制度の運用の見直しを検討することにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

⑨畜産クラスター事業（機械導入事業）における成果検証（処置済）

58億2576万円(指摘金額)

14億9980万円(背景金額)

機械導入
事業等の
概要

- ✓ 農林水産省は、畜産クラスター事業を実施するため、（公社）中央畜産会に補助金を交付して、基金を造成
- ✓ 畜産クラスター事業のうち機械導入事業は、事業実施主体である中央畜産会等が、畜産クラスター協議会の構成員（取組主体）に対して、機械装置の導入に必要な費用の一部を、基金を取り崩して補助するもの
- ✓ 事業を実施する場合、次の手順で、取組主体が成果目標を設定し、**協議会が成果検証**
 - ① 取組主体は、「販売額の増加」等の成果目標を選択。現状値として事業実施前年度等の販売額等を把握の上、目標値を現状値から5%以上の増加等と設定。現状値の根拠資料を協議会に提出
 - ② 取組主体は、実績値として事業実施翌年度の販売額等を把握。実績値の根拠資料を協議会に提出
 - ③ 協議会は、目標値と実績値を比較して成果検証。**成果検証の際は、実績値の価格補正を行い、実質的な効果を検証。成果報告書を事業実施主体に提出。現状値と実績値の根拠資料を保存**
 - ④ 事業実施主体は、**成果報告書の内容を確認**
- ✓ **農林水産省は、事業実施主体を指導し、事業実施主体は、協議会を通じて取組主体を指導して、事業を円滑に推進**

検査の
結果

- ✓ 20道府県の218協議会の2,187取組主体が平成30、令和元両年度に実施した3,819事業を検査
- ✓ 2,628事業（国庫補助金相当額58億2576万円）で、次のとおり、**協議会が成果検証を適切に行わず**
 - 適切な価格補正が行われないまま成果検証：2,501事業
 - 成果報告書記載の現状値等と根拠資料の価格との間に差異がある状況で成果検証：1,110事業
- ⇒ 【本院修正】修正前後の実績値に開差1割以上：1,012事業、達成としていた成果目標が実際は未達成：329事業
- ✓ 695事業（国庫補助金相当額14億9980万円）で、**協議会が根拠資料を保存しておらず、成果検証を適切に行ったのかを中央畜産会が確認できず**
- ✓ 中央畜産会による**成果報告書の内容確認が不十分**。農林水産省及び中央畜産会による**成果検証に係る指導が不十分**

当局の
処置

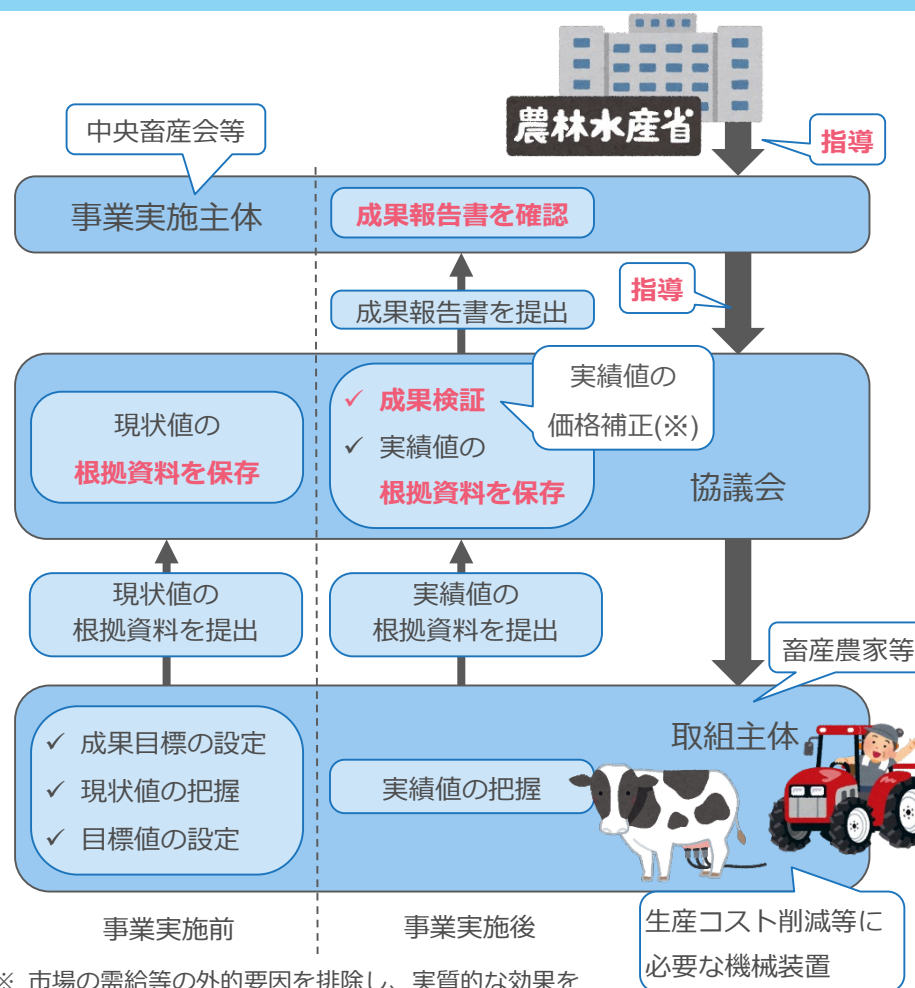
- ✓ 農林水産省は、**成果検証が適切に行われるなどするよう**、事業実施主体に通知を発して、次の処置
 - 価格補正を行うことなどについて、協議会及び取組主体に対して、これらを適切に行わせるよう指導
 - ⇒ 事業実施主体は、**協議会に同内容を通知。協議会から取組主体を指導させた**
 - 価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況の**具体的な確認体制を整備するよう指導**
 - ⇒ 事業実施主体は、新たにチェックシートを作成。協議会にチェックシートを活用して確認させた上で、成果報告書と併せて提出させることに

⑨畜産クラスター事業（機械導入事業）における成果検証（処置済）

58億2576万円(指摘金額)

14億9980万円(背景金額)

機械導入事業の成果検証及び指導の流れ



※ 市場の需給等の外的要因を排除し、実質的な効果を検証するため、成果目標が「販売額の増加」の場合、現状値とした年度の全国の販売単価等を目標年度の全国の販売単価等で除した補正係数を実績値に乘ずる。

検査の結果

検査対象：3,819事業（補助金相当額82億9000万円）

協議会による成果検証が不適切：2,628事業
（補助金相当額58億2576万円）

- 適切な価格補正を行わず：2,501事業
- 成果報告書の現状値等と根拠資料の価格とに差異：1,110事業

本院で実績値等を修正したところ、

- 実績値に1割以上の開差：1,012事業
- 達成としていた成果目標が実際は未達成：329事業

協議会が根拠資料を保存しておらず、成果検証が適切だったかを中央畜産会が確認できず：695事業
（補助金相当額14億9980万円）

- ・ 中央畜産会による成果報告書の内容確認が不十分
- ・ 農林水産省及び中央畜産会による成果検証に係る指導が不十分

当局の処置 農林水産省は、事業実施主体への通知により、次の処置

- 協議会等に対して、価格補正等を適切に行わせるよう指導
⇒ 事業実施主体は、協議会に同内容を通知。協議会は取組主体を指導
- 価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況等の具体的な確認体制を整備するよう指導
⇒ 事業実施主体は、新たにチェックシートを作成。協議会はチェックシートを活用して確認の上で、成果報告書と併せて提出

⑩東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する 国産豚肉の調達等に係る契約（不当事項）

農林水産本省
1914万円(指摘金額)

業務の 概要

- ✓ 農林水産本省は、令和3年2月に、「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約（本件契約）を、スターゼン株式会社（会社）との間で随意契約により締結
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設において、国産豚肉を使用したメニューが提供されるようにすることにより、高品質な日本産食材を体験した選手にその魅力を世界に発信してもらうことが業務の目的
- ✓ 業務内容は、国産豚肉を調達し、選手村において飲食提供等の業務を行う業者（フードサービス業者）が求める基準等を満たすよう加工し、加工した国産豚肉計6,264kgの保管をすることなど
- ✓ 3年4月に契約金額全額（1914万円）を会社に支払

検査の 結果

- ✓ 会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、飲食提供施設で使用される畜産物の納入に関する契約（畜産物納入契約）を締結
- ✓ 農林水産本省は、**2年11月頃**、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部11,215kgを国産豚肉に切り替えるために、次の点等について**口頭で合意**
 - 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する**3年9月まで**、フードサービス業者が指定する倉庫へ**逐次納入**
 - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額（**調達差額**）等を会社に支払う
- ✓ 農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容とは**異なる内容**の契約書を作成
 - ⇒調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のもの
 - ⇒業務を実施する期間を契約締結日から同年3月31日までとし、同年**4月以降**に実施する**業務は発生しないことを装うこととしたとしている**
- ✓ 本件契約の検査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況にあるにもかかわらず、3年3月31日に、**事実と異なる内容を記載した検査調書**を作成
- ✓ このような事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いていた

⑩東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する 国産豚肉の調達等に係る契約（不当事項）

農林水産本省
1914万円(指摘金額)

業務の概要

- 農林水産本省は、令和3年2月に大会の選手村における食材（国産豚肉）提供に係る請負契約を会社との間で締結
 - 高品質な日本産食材を体験した選手からその魅力を世界に発信してもらうことが目的
- 契約前に
合意した内容
- 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する3年9月まで、フードサービス業者が指定する倉庫へ逐次納入
 - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達等に要する費用の増加額（調達差額）等を会社に支払う

検査の結果

（１）合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、**合意した内容**、すなわち、**実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成**

合意した内容と契約書の記載内容との主な異同点

本件契約を構成する主要な事項	合意した内容	契約書の記載内容
契約の目的	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入すること 【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・保管した国産豚肉の納入 ・報告書の作成 等	国産豚肉を調達し、加工して、加工後のもの6,264kgを保管すること 【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・報告書の作成 等
契約金額 (契約金額の構成要素)	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入することに伴い必要となる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額等	国産豚肉6,264kgを保管するのに必要となる調達、加工、保管等に要する費用等
履行期限 (業務を実施する期間)	大会が終了する令和3年9月 (業務開始を予定している同年2月頃から大会が終了する同年9月まで)	3年3月31日 (契約締結日である同年2月16日から同年3月31日まで)

【国産豚肉の数量や契約金額の構成要素】

- ・ 契約内容が簡潔になるよう、合意した内容とは異なる内容に置き換えていた
⇒外国産を国産に切り替えることに伴い生ずる調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用に装った
⇒契約書上の国産豚肉の数量6,264kgについては架空のもの

【実施する業務の内容及び業務を実施する期間】

- ・ 期間を契約締結日から3年3月31日までとし、同年4月以降に実施する業務は発生しないことを装った
- ・ 合意した内容の一部であり、国産豚肉を提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなかった

（２）契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

- ・ 3年3月31日時点で、国産豚肉の調達は一部行われていたが、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されている国産豚肉はなかった
- ・ 検査職員は、このような状況にもかかわらず、業務の履行の完了を確認したこととして、**事実と異なる検査調書を作成**

⇒（１）（２）の事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いていた

⑪特定の支出等のために国立大学法人に交付された運営費交付金 による積立金の規模（処置済）

文部科学本省

16億4058万円(指摘金額)

制度の 概要

- ✓ 国立大学法人は、**新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等**に対して、各国立大学法人の**独自の基準で家計急変に係る授業料等減免**を実施
- ✓ 文部科学省は、家計急変に係る授業料等減免を実施する経費を支援するため、国立大学法人に対して、令和2年度に**家計急変に係る運営費交付金を交付**
- ✓ 一方で、2年度から「**大学等における修学の支援に関する法律**」に基づく**授業料等減免等（修学支援新制度）**による支援が導入されており、両制度とも支援の対象となる学生は、**修学支援新制度による支援を優先**
- ✓ 国立大学法人の毎事業年度の利益の処分等については、損失を埋めてなお**利益の残余があるときは**、その残余の額を**積立金として整理**
- ✓ 中期目標期間末の積立金のうち、**次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越す**ことができ、残りの額を国庫に納付

検査の 結果

- ✓ 文部科学省は、85法人において家計急変世帯等の学生に対する支援見込額について調査を行い、支援見込額に7を乗じて算定するなどした額を家計急変に係る運営費交付金として交付（2年度に85法人計48億0189万円）
- ✓ **3年度末の家計急変に係る運営費交付金の残額は85法人計36億9736万円で、未執行率は77%**
未執行率が90%以上は18法人（このうち**8法人は全額未執行**）
⇒未執行率が高い理由：「交付額と比べて支援の実績が少なかったため」
「当初の想定より多くの学生が修学支援新制度で対応できたため」など
- ✓ 85法人は、**家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額**を次の中期目標期間（4～9年度）に**繰り越すこととする承認申請**を行い、**文部科学大臣から承認**を受けて、その全額を繰り越し
⇒各法人は、承認申請に当たり、次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の**所要見込額を算定しておらず**、文部科学省においても、**所要見込額を勘案していない**
- ✓ 85法人における所要見込額を機械的に試算したところ、69法人において、**繰り越された上記の積立金が、所要見込額の試算額より多額（開差額計16億4058万円）**

当局の 処置

- ✓ 各国立大学法人に対して、**特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請**に当たっては、資金を有効に活用するため、**次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定**しなければならないことを周知徹底

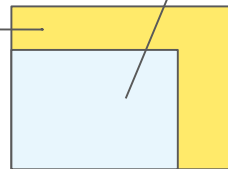
⑪特定の支出等のために国立大学法人に交付された運営費交付金 による積立金の規模（処置済）

文部科学本省

16億4058万円(指摘金額)

家計急変に係る授業料等減免のイメージ図

新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等に対する**大学独自の基準**による授業料等減免
(家計急変に係る運営費交付金による支援)

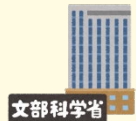


「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免
(修学支援新制度による支援)

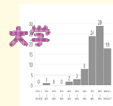
(注) 両制度とも支援対象になる学生は修学支援新制度による支援を優先

検査の結果

令和2～3年度



調査した支援見込額に7を乗じて算定するなどして、2年度に85法人計48億0189万円を**家計急変に係る運営費交付金**として交付



家計急変に係る運営費交付金の3年度末残額

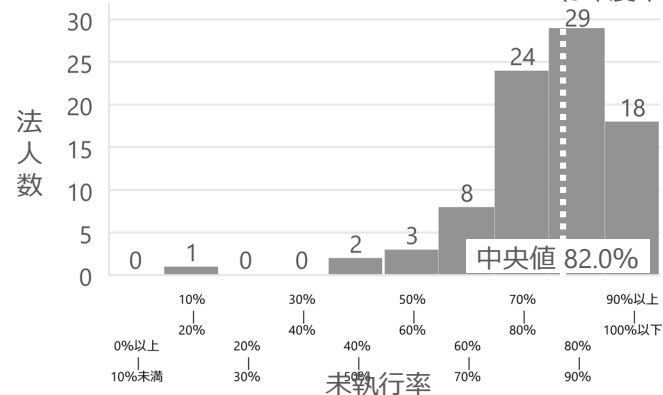
85法人で計36億9736万円
未執行率77%

(8法人は100%)

(未執行の理由)

- ・ 支援の実績が少なかった
- ・ 修学支援新制度で対応など

家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率(3年度末)



3年度末の期末処理



家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額を次の中期目標期間に**繰り越す**こととする承認申請

次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の所要見込額を算定せず



所要見込額を勘案せずに全額を承認

本院の試算結果

69法人において、所要見込額の試算額より繰り越された家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した**積立金が多額**

〔開差額
計16億4058万円〕

積立金の規模が不適切

当局の処置

各国立大学法人に対して、**特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請**に当たっては、資金を有効に活用するため、**次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定**しなければならないことを周知徹底

検査の 背景

- ✓ 原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐために、燃料油の卸売価格を抑制するための手当てを行い、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**することを目的として事業を実施
- ✓ 資源エネルギー庁は、基金の造成・管理・運用等を行う基金設置法人に対して、補助金を交付し**基金を造成**
基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
- ✓ 数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどしており、多額の予算が計上（令和3～4年度の予算額は**計6兆2133億円**）

検査の 状況

1. 歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）
2. 卸売事業者が国内調達した燃料油の価格には基金補助金分が織り込まれており、その燃料油の販売に基金補助金を交付すると同一の燃料油に二重に基金補助金が交付されることになるため、補助対象数量の算定に当たり国内調達量を控除する必要
週ごとの国内販売量から国内調達量を控除して補助対象数量を求める方式では補助対象数量がマイナス値となる場合があるが卸売事業者2者でマイナス値となった補助対象数量に係る基金補助金（3億6611万円）を他の燃料油の基金補助金と相殺せず、**同一の燃料油に二重に基金補助金を交付**
3. 事務局である株式会社博報堂が再委託により62億円（上限額）で実施していた**価格モニタリング業務**（全国2万か所以上のサービスステーション（SS）に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を行う業務）の調査結果は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたかなどの分析に用いられておらず、**電話調査及び現地調査がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明**
4. ガソリン販売実績量等を基に推計した**価格抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回っており**、事業前後の**小売価格と卸売価格の価格差**を分析したところ分析対象SSの半数以上で**事業開始後に価格差が拡大**また、資源エネルギー庁が行政事業レビューシート等で設定していた成果目標は、**達成すべき目標として適切とはいえない**

所見

- ✓ 今後の概算払及び精算において、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと**（検査の状況2）
- ✓ 電話調査及び現地調査については、燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や 今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討**すること（検査の状況3）

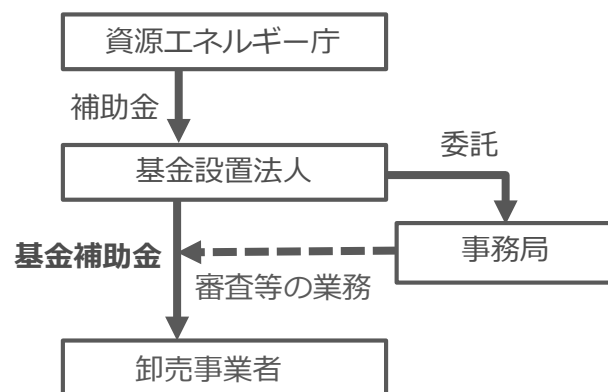
⑫燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の背景 燃料油価格激変緩和対策事業の概要

- （事業の目的）燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**
- （事業の内容）資源エネルギー庁は基金設置法人に補助金を交付して**基金を造成**
基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
- （事業の特徴）数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに支給単価の上限が変更されるなどしており、**多額の予算が計上**

事業の流れ

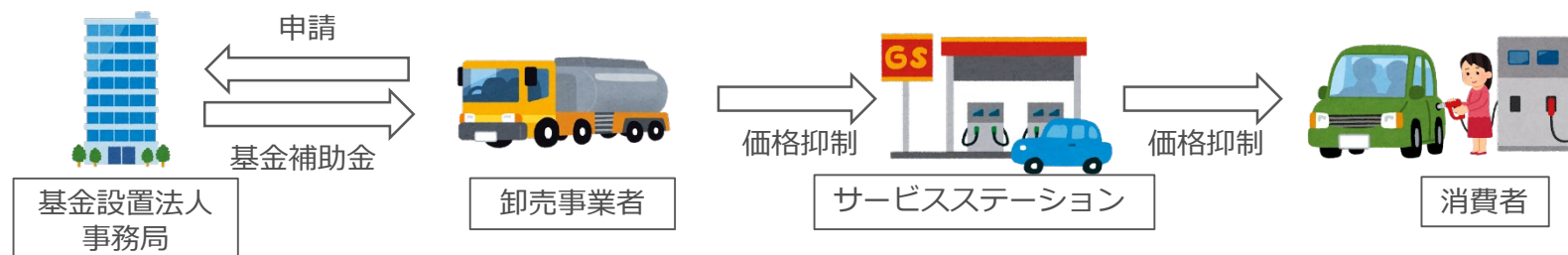


事業の変遷

事業名	コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業	コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業	燃料油価格激変緩和対策事業		
基金補助金の交付対象期間	令和4年3月末まで	4月末まで	9月末まで	12月末まで	5年9月末まで
支給単価の上限	5円/L	25円/L	35円/L		段階的に引下げ
予算措置	893億円	3579億円	1兆4429億円	1兆2959億円	3兆0271億円

価格抑制の仕組み

基金補助金が交付された石油精製業者や石油輸入業者（**卸売事業者**）が**卸売価格**を抑制することで、**サービスステーション（SS）**が消費者に販売する際の価格（**小売価格**）の急騰を抑制



検査の状況1 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況

歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）

	歳出予算現額（A）	支出済歳出額（B）	翌年度繰越額（C）
令和3～4年度計	6兆2133億円	3兆1910億円	3兆0222億円

検査の状況2 基金補助金の交付額の算定方法等

補助金の交付額の算定方法

- ・卸売事業者への補助金の交付額は、**補助対象数量（燃料油の販売量）**に支給単価を乗ずるなどして算定（販売した時点で一回に限り交付）
- ・補助対象数量は、資源エネルギー庁が設定した三つの算定式から、卸売事業者が取引の実情に合ったものを選択（変更は不可）
- ・他の卸売事業者からの仕入量（**国内調達量**）には、既に基金補助金分が織り込まれていることから、補助対象数量を算定する際に**控除**

補助対象数量の根拠となる書類を確認したところ、**卸売事業者2者**において、同一の燃料油に対して**二重に基金補助金（3億6611万円）が交付**されていた

$$\begin{array}{c} \text{③補助対象数量} \end{array} = \begin{array}{c} \text{①ある週の国内向け全販売量※} \\ \text{※ 補助対象外数量を除く} \end{array} - \begin{array}{c} \text{②ある週の国内調達量※} \\ \text{※ 既に基金補助金分が織り込まれている} \end{array}$$

例：左の算定式を選んでいる事業者において、ある週に国内から調達したガソリン（②）の販売が、同じ週内で完了しなかった場合



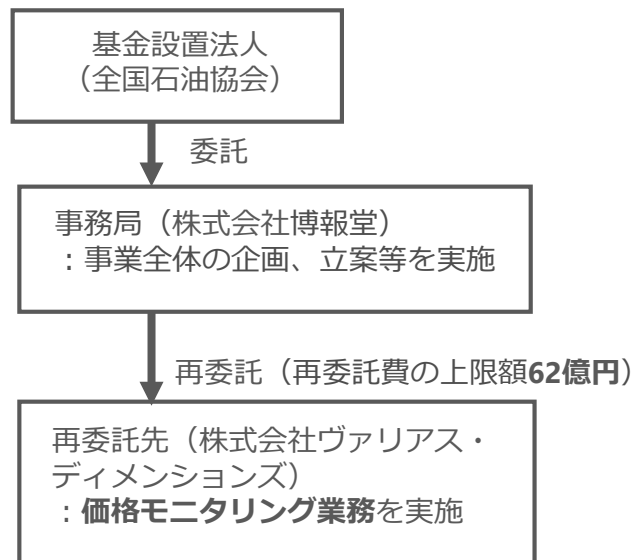
補助対象数量（③）がマイナス値となる（①<②）ことがあるが、そのマイナス値に支給単価を乗じて得た額を**他の燃料油（灯油、軽油等）や他の週の補助金交付額と相殺しないと、仕入れ時に基金補助金分が織り込まれた燃料油に二重に基金補助金が交付される**

所見

今後、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと**

検査の状況3 事務局における委託業務の状況等

価格モニタリング業務の実施体制



調査結果の活用状況

- ・ 電話調査や現地調査の結果は**非公表**
- ・ 報告を受けた資源エネルギー庁は、**小売価格の上昇が適切に抑制されていたか**などについて電話調査及び現地調査の結果に基づく分析をせず

電話調査及び現地調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明

基金補助金の支給単価の決定

資源エネルギー庁は支給単価を決定する際には、同庁が本事業の実施前から毎週行っている約2千か所のSSを対象とした「石油製品小売市況調査」（本庁調査）の結果を使用しており、電話調査や現地調査の結果は使用せず

本庁調査との比較

- ・ 電話調査、現地調査の結果は本庁調査の結果を常に下回る状況となっていたが、**価格の推移は、いずれの調査も同様の傾向**
- ・ 各調査間の相関係数は0.98から0.99までの間となっていて、**強い正の相関関係**

単に全国の小売価格の推移を把握するのであれば、本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能

価格モニタリング業務の概要

小売価格の推移をモニタリングすることにより**価格抑制の実効性を確保**するため、**全国2万か所以上のSS**に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を実施

所見

燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や、今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討すること**

⑫燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況 4 基金補助金の交付による価格抑制効果等

価格抑制効果の推計

財務省は令和4年度予算執行調査で、5か月間のガソリン販売実績量等を基に価格抑制効果を推計し、実際の抑制額は基金補助金の交付額を**110億円下回る**（ガソリン分）という結果を公表



予算執行調査と同様の方法で14か月間の実際の抑制額を推計したところ、**実際の抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回る**（ガソリン分）



基金補助金の支給単価に相当する額が小売価格に反映されていない可能性があるため、事業開始前後の小売価格と卸売価格の動きを把握できる**700SS**について、レギュラーガソリンの**小売価格と卸売価格の価格差**を分析

事業開始前の価格差は平均して17.8円/Lであるのに対して、事業開始後の価格差は平均して19.4円/Lとなっており、価格差は平均して1.6円/L拡大
内訳：**486SSでは価格差が拡大**、112SSでは価格差が縮小、102SSは変化なし

※ レギュラーガソリンの小売価格は、原油コスト、税金、精製費、備蓄費、販売管理費等で構成されており、そのほとんどが変動する要素であることから、どの要素が小売価格に影響を与えているかを明確に示すことは困難

成果目標の設定

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業の行政事業レビューシート及び基金シートにおいて、定量的な成果目標を「制度発動期間中にガソリンの全国平均価格が予測価格よりも低くなる週の割合を100%にする」と設定し、成果目標を達成した旨を記載



燃料油価格激変緩和対策事業は、予測価格を基に支給単価を決定して**基準価格を目指す**事業であり、全国平均小売価格が予測価格よりも低くなればその目的が達成されるというものではなく、**達成すべき目標として適切とはいえない**

御視聴ありがとうございました。

